

新型コロナウイルスワクチン接種体制整備連絡会議について

令和3年2月18日

感染症対策課

ワクチン接種体制整備室

1 趣 旨

市町村におけるワクチン接種の円滑な実施に向け、関係者間の情報共有を図るとともに、広域調整や検討が必要な課題を抽出し、関係団体等と調整・協議を行い、適切な接種体制を整備するための会議を設置する。

2 構 成

- 県 機 関：副知事<議長>
危機管理部長、企画振興部長、健康福祉部長、産業労働部長
- 市 町 村：市長会、町村会
- 医療関係者：県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会
- 事 業 者：県医薬品卸協同組合 ※ 必要に応じて参加要請
- 事 務 局：ワクチン接種体制整備室

3 協議事項

- (1) ワクチン接種に関する情報共有
 - ・ 国通知等関連情報の提供
 - ・ ワクチン接種体制の整備状況（スケジュール等）
 - ・ 課題等の収集
- (2) ワクチン接種に関する課題解決策の検討
- (3) ワクチン接種に関する関係者間の調整
- (4) その他ワクチン接種に関する諸事項

4 地方部

各地方部においても同様に設置

※ 構成員、事務局など会議の運営等に関し必要な事項は、地域の実情に即して、各地域振興局長が決定する。